

2023.10.1 ~

インボイス制度はじまる 登録申請どうすれば??

免税事業者は何をする?

売上
1000万円
未満の事業者

👍 適格請求書 (インボイス) 発行事業者の
登録を受けるか受けないかの判断が必要です!

その前に!

消費税とは

日本国内で
「物やサービスを購入=消費」
に対して課税される税金



免税事業者の選択は二択!



👍 まず 取引先(上請け)がインボイスを必要としているかを確認する!

- 消費者や免税事業者である取引先は、インボイスを必要としません。
- 取引先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、取引先はインボイスを必要としません。

👍 インボイス登録を選択した場合

※ 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が 1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要で消費税を納税する
登録する場合は「簡易課税制度の届け出」についても検討しましょう

👍 登録をしなかった場合

※インボイスを発行できませんが、取引先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。

課税事業者は何をする？



年間課税売上 1,000 万円を超えている課税事業者がインボイスを発行するには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出するだけで手続きは終了します。

—課税事業者であっても、登録しなければインボイスは発行できません—

本則課税業者のあなた



「免税」下請業者に「課税事業者」になってもらうように説得する

2026年までそのまま支払い 経過措置で80%控除

簡易課税に切り替える R4.12.28までが申請期限

年間5000万以下が条件

簡易課税業者のあなた

影響はありません。組合に相談の上期限までに登録申請をすすめましょう。

偽装請負の一人親方・大工とインボイスについて

一人親方の働き方に関しては「偽装請負の一人親方」という問題が潜んでいます。偽装請負の一人親方とは、法人が社会保険料などの支払いをせず社員を一人親方(個人事業主)として外注化、社員と同じように働かせることです。この働き方によって一人親方は社員と変わらないにもかかわらず、社会保険や残業代、そのほかの福利厚生などの恩恵が受けられない問題が発生しています。インボイス制度の導入によって「一人親方になると仕事が減るかもしれない」ということ伝えることも必要です。また、法人として「事業と技能技術の継承」という視点も求められています。

あなたの事業にインボイスがどのように影響するか判断が必要です～

組合・支部では、インボイス制度に関する個別相談を行ってます。ぜひご相談ください。

神奈川県土木一般労働組合横浜戸塚支部

横浜市泉区中田南 3-6-5

TEL : 045-800-1345 FAX : 045-800-1355